

概要

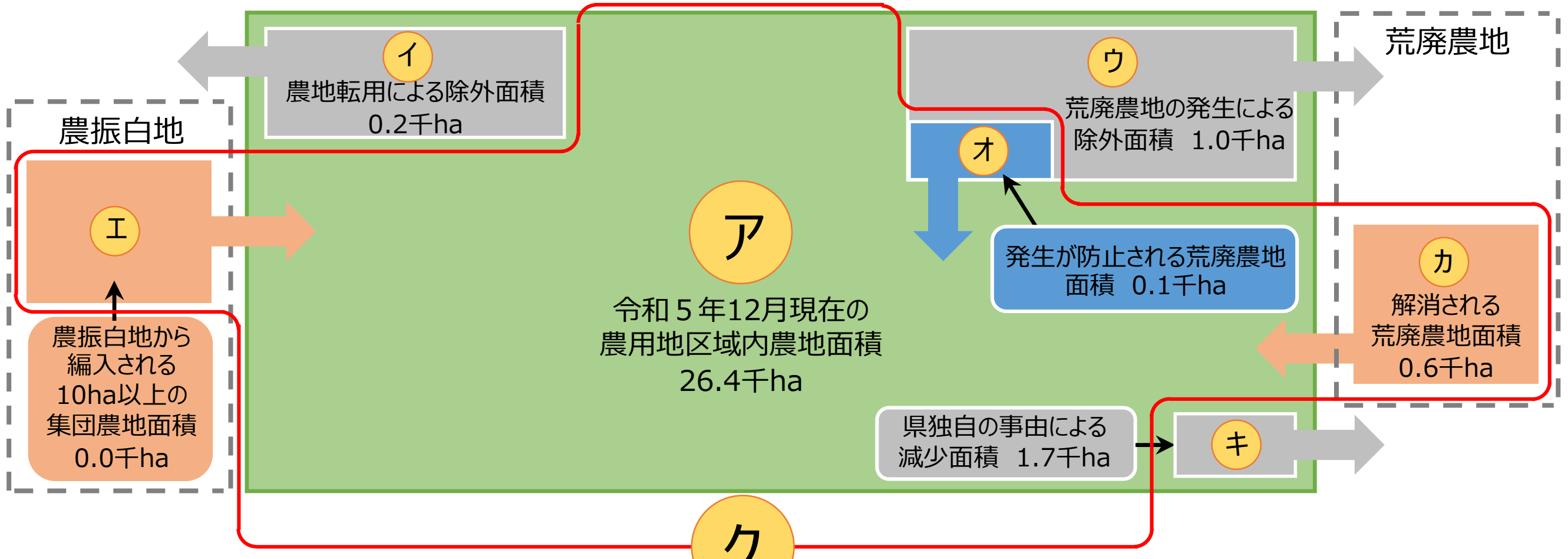
【根拠法令】 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第4条
 【構成】 農業振興地域の指定及び市町村整備計画の策定に際し、その基準ないし基本となるべき事項につき、**おおむね10年先**を見通して定めるもの。「**確保すべき農用地の面積目標**」、「都道府県知事が指定する農業振興地域」、「農業振興地域に関する基本的事項」の3本柱で構成。
 【変更理由】 国の「農用地等の確保等に関する基本指針が令和7年6月27日に見直され、確保すべき農用地等の面積の目標等の内容が変更されたことに伴うもの。 国のR17年目標：390万ha（R5年面積 396.7万ha）（▲6.7万ha、▲1.7%）

R17年 本県の目標数値

【目標数値】 **R17年 農用地区域内農地面積の確保面積目標 24.2千ha（R5年面積 26.4千ha）（▲2.2千ha、▲8.3%）**

$$\left[\begin{aligned} &= \text{ア} - \text{イ} - \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} - \text{キ} \\ &= 26.4 \text{千ha} - 0.2 \text{千ha} - 1.0 \text{千ha} + 0.0 \text{千ha} + 0.1 \text{千ha} + 0.6 \text{千ha} - 1.7 \text{千ha} \\ &= 24.2 \text{千ha} \text{ (ク)} \end{aligned} \right]$$

【変更概要】 施策の実施による面積の増加（+0.7千ha）、転用や荒廃農地の発生等による面積の減少（▲1.2千ha）



【目標数値】 **R17年 農用地区域内農地面積の確保すべき面積目標 24.2千ha**